



県 章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
3 月 1 8 日
第 5 9 7 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次 （※印は、県例規集に登載するもの）

○ 告 示	
※滋賀県指定有形文化財の指定（文化財保護課）	1
令和 7 年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集（市町振興課）	2
令和 7 年度一般曹候補生の募集（市町振興課）	2
道路区域の変更（道路保全課）	3
浸水警戒区域の指定（流域政策局）	4
○ 公 告	
公共測量終了公告（監理課）	4
落札者決定の公告（下水道課）	4
○ 人 事 委 員 会 規 則	
※職員等の給与の支給等に関する規則および職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	5
○ 公 安 委 員 会 規 則	
※滋賀県警察の組織に関する規則および滋賀県警察留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	5
※滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	7
○ 正 誤	
※昭和32年 8 月 26 日付け第3867号滋賀県教育委員会告示第 7 号中	8
※昭和41年 7 月 4 日付け第5223号滋賀県教育委員会告示第 2 号中	8
※昭和48年 6 月 27 日付け第6296号滋賀県教育委員会告示第 4 号中	9

告 示

滋賀県告示第102号

滋賀県文化財保護条例（昭和31年滋賀県条例第57号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次表に掲げる文化財を滋賀県指定有形文化財に指定する。

令和 7 年 3 月 18 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

建造物の部

名 称	員数	構 造 形 式	所有者	所有者の住所	所在地
兵主神社本殿	1 棟	桁行一間、梁間一間、一重、切妻造、向拝一間、檜皮葺 附 棟札 3 枚 寛永廿年の記があるもの 1 明和八辛卯年四月の記があるもの 1 明和八辛卯年六月の記があるもの 1 板札 3 枚 寛永貳拾年の記があるもの 1 寛文九年の記があるもの 1 昭和五年九月奉曳の記があるもの 1 長押金具 4 点	宗教法人 兵主神社	野洲市五条566 番地	同左

		寛永貳拾暦の記があるもの 1 寛永貳拾年の記があるもの 1 伊木清三郎の記があるもの 1 かさりや五兵衛の記があるもの 1 軒付板蛇腹板 1組(23枚) 明和八載の記があるもの 獅子口瓦 明和八年他の陰刻があるもの 一対 (北面、南面) 北面獅子口瓦(8点1組) 南面獅子口瓦(8点1組)			
--	--	---	--	--	--

絵画の部

名 称	員数	所 有 者	所有者の住所	所 在 地
絹本着色不動明王像	1幅	宗教法人百済寺	東近江市百済寺町323番地	同左
絹本着色鯉魚図 葛蛇玉筆	3幅	宗教法人曹源寺	東近江市愛東外町763番地	滋賀県立安土城考古博物館

彫刻の部

名 称	員数	所 有 者	所有者の住所	所 在 地
木造薬師如来坐像 像内に元亨元年辛酉四月廿六日戊巳の墨書がある 附 造立願文 元亨元年辛酉四月十一日僧了雲卅五歳の朱書がある	1 軀 1 枚	宗教法人宗泉寺	野洲市妙光寺234番地	同左

工芸品の部

名 称	員数	所 有 者	所有者の住所	所 在 地
金銅孔雀文磬	1面	宗教法人園城寺	大津市園城寺町246番地	滋賀県立琵琶湖文化館

書跡・典籍、古文書の部

名 称	員数	所 有 者	所有者の住所	所 在 地
大方広仏華嚴経巻第二十	1巻	一般財団法人布施美術館	長浜市高月町唐川339番地	同左
大般若波羅蜜多経巻第二百二十八	1巻	一般財団法人布施美術館	長浜市高月町唐川339番地	同左

滋賀県告示第103号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和7年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和7年3月18日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 募集種目 令和7年度採用自衛官候補生(男子・女子)
- 2 募集期間 令和7年3月1日(土)から令和7年5月15日(木)
- 3 試験期日
- (1) 筆記試験および適性検査(W e b試験方式) 令和7年5月27日(火)および28日(水)のうち指定する1日
- (2) 口述試験および身体検査 令和7年5月30日(金)および31日(土)のうち指定する1日
- 4 試験場の位置および名称 受付時または受験票交付時にお知らせします。

滋賀県告示第104号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和7年度一般曹候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和7年3月18日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 募集種目 令和 7 年度採用一般曹候補生（男子・女子）
- 2 募集期間 令和 7 年 3 月 1 日（土）から令和 7 年 5 月 7 日（水）まで
- 3 試験期日

(1) 第 1 次試験（筆記試験および適正検査） 令和 7 年 5 月 19 日（月）および 20 日（火）のうち指定する 1 日

(2) 第 2 次試験（口述試験および身体検査） 令和 7 年 6 月 20 日（金）および 21 日（土）のうち指定する 1 日
- 4 試験場の位置および名称 受付時または受験票交付時にお知らせします。

滋賀県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和 7 年 3 月 18 日から令和 7 年 4 月 1 日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 18 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
国道	303号	高島市今津町下弘部字野田245番 6 地先から	変更後	最小 9.9m } 最大 15.5m	42.9m	道路改良工事 （歩道整備） に伴う道路区 域の変更
		高島市今津町下弘部字野田247番 11 地先まで	変更前	最小 8.6m } 最大 9.9m	42.9m	
	306号	犬上郡多賀町大字多賀字上之町518番 2 地先から	変更後	最小 17.8m } 最大 34.3m	17.2m	管理区域変更 に伴う道路区 域の変更
		犬上郡多賀町大字多賀字上之町518番 1 地先まで	変更前	最小 17.8m } 最大 29.8m	17.2m	
	307号	犬上郡多賀町大字多賀字上之町518番 2 地先から	変更後	最小 17.8m } 最大 34.3m	23.9m	管理区域変更 に伴う道路区 域の変更 （重用） 国道306号 L = 23.9m
		犬上郡多賀町大字多賀字上之町518番 1 地先まで	変更前	最小 17.8m } 最大 29.8m	23.9m	
				最小 12.7m		管理界の変更 に伴う道路区

める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 18 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和 7 年度琵琶湖流域下水道東北部浄化センター都市ガス供給業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
電話 077-528-4213
- 3 落札者を決定した日 令和 7 年 2 月 3 日（月）
- 4 落札者の氏名および住所 三愛オブリ株式会社 E S 事業部 大阪販売支店支店長 高島健太郎 大阪府豊中市
新千里西町 1-1-4 千里中央ツインビル別館 2 F
- 5 落札金額 単位料金 118,569 円／ m^3 （消費税および地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和 6 年 12 月 20 日（金）

人 事 委 員 会 規 則

職員等の給与の支給等に関する規則および職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第 1 号

職員等の給与の支給等に関する規則および職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則

（職員等の給与の支給等に関する規則の一部改正）

第 1 条 職員等の給与の支給等に関する規則（昭和 32 年滋賀県人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 警察の項中「留置管理官」を「留置管理指導官」に改める。

（職員の級別職務に関する規則の一部改正）

第 2 条 職員の級別職務に関する規則（昭和 61 年滋賀県人事委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 警察職給料表の表中「留置管理官」を「留置管理指導官」に、「暴力団犯罪捜査指導官」を「組織犯罪対策指導官」に改める。

付 則

この規則は、令和 7 年 3 月 21 日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

滋賀県警察の組織に関する規則および滋賀県警察留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

滋賀県公安委員会規則第 4 号

滋賀県警察の組織に関する規則および滋賀県警察留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則

（滋賀県警察の組織に関する規則の一部改正）

第 1 条 滋賀県警察の組織に関する規則（昭和 35 年滋賀県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「6 課」を「7 課」に、「警 務 課」を「警 務 課 留置管理課」に改める。

第 5 条中第 14 号を削り、第 15 号を第 14 号とし、第 16 号を第 15 号とし、第 17 号を第 16 号とし、第 5 条の 2 を第 5 条の 3 とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（留置管理課の分掌事務）

第 5 条の 2 留置管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 留置施設に関すること。
- (2) 被留置者の留置管理および護送に関すること。

(3) 留置施設視察委員会に関すること。

第41条の見出しならびに同条第1項および第2項中「、留置管理官」を削り、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、第41条の2を第41条の3とし、第41条の次に次の1条を加える。

(留置管理指導官)

第41条の2 留置管理課に、留置管理指導官を置く。

2 留置管理指導官は、警視の階級にある警察官をもつて充てる。

3 留置管理指導官は、命を受けて留置施設の連絡調整ならびに被留置者の留置管理および護送の指導に関する事務をつかさどる。

第50条の見出しならびに同条第1項および第2項中「暴力団犯罪捜査指導官」を「組織犯罪対策指導官」に改め、同条第4項中「暴力団犯罪捜査指導官」を「組織犯罪対策指導官」に、「暴力団犯罪の捜査指揮に関する事務、」を「組織犯罪対策に関する企画および調査、組織犯罪の捜査の指導ならびに」に改める。

第67条第1項中「検問所」を「警備派出所」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

別表の2交番の表滋賀県甲賀警察署の部信楽交番の項中

「	甲賀市のうち 信楽町長野、信楽町神山、信楽町江田、信楽町田代、信楽町畑、信楽町西	を	「	甲賀市のうち 信楽町長野、信楽町神山、信楽町江田、信楽町田代、信楽町畑、信楽町西、信楽町牧、信楽町黄瀬、信楽町勅旨、信楽町宮町	」
---	---	---	---	--	---

に改め、同表滋賀県近江八幡警察署の部中

「	武佐交番	近江八幡市友定町498番地4	近江八幡市のうち 武佐町、長光寺町、西宿町、野田町、友定町、御所内町、西生来町、末広町	を	
「	武佐交番	近江八幡市友定町498番地4	近江八幡市のうち 武佐町、長光寺町、西宿町、野田町、友定町、御所内町、西生来町、末広町	に改め、	
	竜王交番	蒲生郡竜王町大字綾戸964番地の1	竜王町		

同表滋賀県東近江警察署の部能登川駅前交番の項中

「	東近江市のうち 垣見町、猪子町、長勝寺町、神郷町、種町、今町、鉢光寺町、小川町、佐生町、佐野町、林町、山路町	を	「	東近江市のうち 垣見町、猪子町、長勝寺町、神郷町、種町、今町、鉢光寺町、小川町、佐生町、佐野町、林町、山路町、能登川町、北須田町、南須田町、伊庭町、きぬがさ町	」
---	---	---	---	--	---

に改め、同表滋賀県米原警察署の部米原駅前交番の項を削る。

別表の4警察官駐在所の表滋賀県甲賀警察署の部雲井警察官駐在所、同表滋賀県近江八幡警察署の部竜王警察官駐在所の項および滋賀県東近江警察署の部伊庭警察官駐在所の項を削る。

別表の5署所在地の表滋賀県木之本警察署の項の前に次のように加える。

滋賀県米原警察署	署所在地	米原市米原1092番地	米原市のうち 梅ヶ原、梅ヶ原栄、米原、米原西、上多良、中多良、中多良一丁目、同二丁目、下多良、下多良一丁目から同三丁目まで、朝妻筑摩、磯、入江
----------	------	-------------	--

別表の6検問所の表を次のように改める。

6 警備派出所

所属	名称	位置
米原警察署	柏原警備派出所	米原市柏原368番地1

(滋賀県警察留置施設視察委員会に関する規則の一部改正)

第2条 滋賀県警察留置施設視察委員会に関する規則（平成19年滋賀県公安委員会規則第7号）の一部を次のように

改正する。

第 3 条第 2 項中「滋賀県警察本部警務部警務課長」を「滋賀県警察本部警務部留置管理課長」に改める。

第 4 条第 2 項中「滋賀県警察本部警務部警務課」を「滋賀県警察本部警務部留置管理課」に改める。

付 則

この規則は、令和 7 年 3 月 21 日から施行する。ただし、第 1 条の規定中別表の 2 滋賀県甲賀警察署の部信楽交番の項の改正規定、同表滋賀県近江八幡警察署の部竜王交番の項を加える改正規定、同表滋賀県東近江警察署の部能登川駅前交番の項の規定改正、同表滋賀県米原警察署の部米原駅前交番の項を削る改正規定、別表の 4 滋賀県甲賀警察署の部雲井警察官駐在所の項、同表近江八幡警察署の部竜王警察官駐在所の項および滋賀県東近江警察署の部伊庭警察官駐在所の項を削る改正規定、別表の 5 署所在地の部滋賀県米原警察署の項を加える改正規定は、同月 24 日から施行する。

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

滋賀県公安委員会規則第 5 号

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則（昭和 29 年滋賀県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

警 察 職 員 定 員 配 置 表

所 属 別			区 分	警 察 官	一 般 職 員	合 計
警察本部	警務部	総 務 課		8	3	11
		会 計 課		5	28	33
		警 務 課		72	22	94
		留 置 管 理 課		41		41
		企 画 教 養 課		11	1	12
		警 察 県 民 セ ン タ ー		9	4	13
		情 報 管 理 課		8	14	22
		厚 生 課			11	11
		監 察 官 室		10	1	11
	生活安全部	生 活 安 全 企 画 課		17	9	26
		地 域 課		18	4	22
		通 信 指 令 課		24	1	25
		少 年 課		17	10	27
		生 活 環 境 課		16		16
		サイバー犯罪対策課		26	1	27
		機 動 警 察 隊		41	1	42
	刑事部	刑 事 企 画 課		10	8	18
		捜 査 支 援 分 析 課		32	1	33
		捜 査 第 一 課		53		53
		捜 査 第 二 課		31		31
		組 織 犯 罪 対 策 課		47	2	49
		鑑 識 課		18	9	27
		科 学 捜 査 研 究 所		1	20	21
	交	交 通 企 画 課		12	4	16
		交 通 規 制 課		11	7	18
		交 通 指 導 課		23	4	27

	通 部	運 転 免 許 課	25	37	62
		交 通 機 動 隊	21	1	22
		高 速 道 路 交 通 警 察 隊	73	2	75
	警 備 部	警 備 第 一 課	69	3	72
		警 備 第 二 課	18	4	22
		警 衛 対 策 課	48	2	50
		機 動 隊	35	1	36
	警 察 学 校		103	3	106
	小 計		953	218	1, 171
	警 察 署	大 津	244	13	257
草 津		191	11	202	
守 山		103	7	110	
甲 賀		124	9	133	
近 江 八 幡		94	7	101	
東 近 江		146	8	154	
彦 根		128	8	136	
米 原		56	4	60	
長 浜		104	6	110	
木 之 本		32	4	36	
高 島		58	5	63	
大 津 北		79	7	86	
小 計		1, 359	89	1, 448	
合 計		2, 312	307	2, 619	

付 則

この規則は、令和7年3月21日から施行する。

正 誤

昭和32年8月26日付け第3867号滋賀県教育委員会告示第7号中

ページ	行	誤		正	
595	左から14	念	名	念	名
		称		稱	
		寺		寺	
		本	称	本	称
		堂		堂	
		念	所	念	所
		称	有	稱	有
		寺	者	寺	者

昭和41年7月4日付け第5223号滋賀県教育委員会告示第2号中

ページ	行	誤	正
382	下から10	兵主大社楼門	兵主神社楼門

昭和48年 6 月27日 付け第6296号滋賀県教育委員会告示第 4 号中

ページ	行	誤		正	
494	下から 4	大 滝 神 社 本 殿	1 棟	大 瀧 神 社 本 殿	1 棟
		大 滝 神 社	犬上郡多賀町大字 富之尾	大 瀧 神 社	犬上郡多賀町大字 富之尾

